

令和5年 鱒ヶ沢町農業委員会 第2回定例総会会議録

令和5年2月10日（金）午前10時00分開議
鱒ヶ沢町役場 2階委員会室

1. 開会
2. 会期の決定
3. 会議録署名者の指名及び書記の任命
4. 諸般の報告
5. 議案の上程
6. 議案の審議（許可・承認）
7. 閉会
8. その他

◎出席委員 13名

1番	木村 賢一	10番	木村 暢子
2番	長谷川 貴輝	11番	工藤 修二
3番	大谷 大樹	12番	工藤 文信
4番	木村 優仁	13番	對馬 孝
5番	今 仁司	14番	工藤 清
6番	神 秀穂		
7番	神 文人		
8番	三上 三樹		
9番	佐藤 松子		

◎欠席委員 3番 大谷 大樹

事務局	1. 開会 ただ今より令和5年第2回定例総会を開会致します。はじめに、工藤会長より挨拶をお願いします。
会長	(会長挨拶)
事務局	それではこれから会議に入ります。鯉ヶ沢町農業委員会会議規則第5条の規定により議長は会長が務めることとなっておりますので、議事は工藤会長が進行します。会長、よろしくをお願いします。
議長	ただ今の出席委員は14名中13名でございます。よって本日の定例総会は定足数に達しておりますので会議は成立致しました。 (午前10時00分)
議長	2. 会期の決定 審議に入ります。まず会期の決定を議題と致します。本日の会期は、午前10時から正午までとします。この議題にご異議ございませんか。
議場	〔「異議なし」という声あり〕
議長	異議なしということでありますので、本日の会期は午前10時から正午までと決定致します。
議長	3. 会議録署名者の指名及び書記の任命

議長	<p>会議録署名者の指名及び書記の任命については本総会会議規則第14条第2項の規定により議長が指名致します。会議録署名者を4番の木村優仁委員、9番の佐藤松子委員にお願いします。書記については事務局職員にお願いします。</p>
事務局	<p>4. 諸般の報告 諸般の報告を事務局お願いします。</p> <p>報告第1号 令和5年1月25日 農地法第5条許可申請に係る事前調査会場 所：北浮田町字平野地内 出席者：長谷川貴輝委員、工藤修二委員、佐藤亨推進委員、事務局（齊藤（正））</p>
議長	<p>5. 議案の上程</p> <p>議案の上程を致します。</p> <p>議案第6号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について</p> <p>議案第7号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について</p> <p>議案第8号 農業経営基盤強化促進に係る農用地利用集積計画の承認について</p> <p>議案第9号 令和5年度農作業雇用標準賃金、料金表（案）の承認について</p> <p>議案第10号 令和4年に係る鱈ヶ沢町の農地の賃借料情報提供の件について</p> <p>以上5議案を上程致します。</p>
事務局	<p>6. 議案の審議</p> <p>議案の審議に入ります。 議案第6号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について事務局に説明を求めます。</p> <p>それでは議案第6号の説明に入ります。3ページをお開き下さい。 番号7番から9番の詳細について説明します。</p> <p>番号7番 農地の所在 鱈ヶ沢町大字一ツ森町字大谷60番1 地目 登記、現況ともに田</p>

事務局

面積 495㎡
外 田4筆で合計面積は5,635㎡
譲渡人と譲受人は記載のとおりです。
親子間の贈与による所有権移転です。

番号8番
農地の所在 鱒ヶ沢町大字建石町字餅ノ沢72番10
地 目 登記が畑、現況が樹園地
面積 4,772㎡
譲渡人と譲受人は記載のとおりです。
知人間の売買による所有権移転です。

本日追加した資料のほうをご覧ください

番号9番
農地の所在 鱒ヶ沢町大字北浮田町字外馬屋前田136番1
地 目 登記、現況ともに畑
面積 9,180㎡
外、畑が1筆で、合計面積は9,790㎡
譲渡人と譲受人は記載のとおりです。
親子間の贈与による所有権移転です。

これらのことについて、資料4頁をごらんください。

法第3条第2項の第1号から第7号までのうち、第2項第7号をご覧ください。

番号7番については、野菜を栽培していた土地について同様の管理を行う計画となっております。

番号8番につきましては、りんごの栽培をしていた土地について、同様の管理を行う計画となっております。

追加資料の番号9番につきましては、野菜を栽培していた土地について同様の管理を行う計画となっております。

いずれの土地も冬期間のため現地の方は確認しておりませんが、図面等により利用状況等調査いたしました。その結果、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

よって、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上です。

議長

それでは議案第6号について審議に入ります。
議案第6号につきまして、ご異議、ご質問等を許します。
なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言をするようお願いいたします。

議場

〔「異議なし」という声あり〕

議長

異議なしとのことですので、採決致します。
議案第6号について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

議場

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第2号農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について、原案どおり承認することに決定しました。

続きまして議案第7号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について事務局に説明を求めます。

事務局

それでは議案第7号の説明に入ります。5ページをお開き下さい。

農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見についてであります。これは法第5条第1項及び同条第3項の規定により許可申請のあった農地転用に係る所有権移転の許可については、農業委員会の意見を付して県知事に送付する必要があることから上程するものであります。

番号4番の詳細について説明します。
農地の所在 北浮田町字外馬屋125番
地目 登記、現況ともに畑
面積 1,637㎡
外畑が1筆で合計面積は7,076㎡
貸付人と借受人につきましては記載のとおりです。
畑の地盤高の掘下げのための一時転用となっております。

また、
農地の所在 北浮田町字外馬屋124番1
地目 登記、現況ともに田
面積 22,822㎡のうち1,040㎡
貸付人と借受人につきましては記載のとおりです。
土採取のための運搬路としての一時転用として併せて申請されております。

申請地ですが、6頁の地図をご覧ください。

申請箇所1となっている農地の地盤高を下げるという地形の変更を行うことから一時転用を行う必要があるため申請されたものです。

また、申請箇所1に隣接した農道がありますが、大型重機の通行が難しいことから申請箇所2のとおり搬出路を設定することから、併せて一時転用を申請しております。

必要最小限の面積であり、終了後は速やかに農地に復元することとなっていることから、許可相当と認められます。

なお、事前調査会が開催されておりますので、一般基準等の内容説明は省略いたします。

以上です。

議長

ただいま、事務局から議案第7号について説明がありましたが、この件について事前調査会を開催しておりますので、当日調査にあたった長谷川貴輝委員より調査報告をお願いします。

長谷川貴輝
推進委員

令和4年1月25日、工藤修二委員、佐藤亨推進委員、事務局とともに農地法第5条第1項の規定による許可申請のあった事前調査結果について報告します。

議案第7号4番をご覧ください。

申請者の住所、氏名及び申請内容は記載のとおりです。

申請地は北浮田町字外馬屋125番、外2筆、一時転用の合計面積は、8,116平方メートルとなっております。

一般基準からみた判断を申し上げます。

長谷川貴輝
推進委員

まず外馬屋125番、128番については、畑の地盤が隣接農地と比べて高いため約5メートル位を掘下げて、畑の集水環境を良くするための一時転用であります。

周辺農地に及ぼす影響等についてですが、北側、北西側に隣接する農道からは約3メートルの保安区域を設ける内容であることから、問題ないと見てまいりました。

続いて、外馬屋124番1の一時転用の土・採取運搬路についてですが、運搬路全てに鉄板を敷き使用し、隣接する農地には土止め工事をしながら、雨水・土砂が流出しないようにする計画であり、一時転用終了後には、確実に農地に復旧することが申請者と地権者との間で確約されており、問題はないとみました。

また、資金関係については、残高証明書が提出されており、県の許可後においても、直ちに着工される計画であることから、本申請は許可相当と認められました。

以上、現地調査の報告を終わります。

議長

報告ありがとうございます。

それでは議案第7号について審議に入ります。

議案第7号につきまして、ご異議、ご質問等を許します。

なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言をするようお願いします。

議場

〔「異議なし」という声あり〕

議場

異議なしとのことですので、採決致します。議案第7号について原案のとおり許可相当とし、県知事に送付することに賛成の方は挙手をお願いします。

議場

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第7号農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見については、原案どおり許可相当とし、県知事に送付することに決定しました。

続きまして議案第8号、農業経営基盤強化促進に係る農用地利用集積計画の承認について事務局に説明を求めます。

なお、番号24番、27番から30番については、「議事参与の制限」の規定に該当する案件がありますので、関連する木村賢一委員の一時退席をお願いします。

(木村賢一委員が退席する)

それでは、番号24番、27番から30番について事務局に説明を求めます。

事務局

それでは番号24番、27番から30番について説明に入ります。

12ページをお開き下さい。

番号24

農地の所在 鯉ヶ沢町大字小屋敷町字袖ヶ崎216番地1

地目 登記簿 田

現況 田

面積 2,383㎡

事務局

外1筆、合計面積は7,061㎡
新規設定
利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。
利用目的 田
期 間 5年
賃貸借 全部で10俵（玄米）での契約をしております。

番号27
農地の所在 鱒ヶ沢町大字北浮田町字平野165番地3
地 目 登記簿 畑
現 況 畑
面 積 4,637㎡
再設定
利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。
利用目的 畑
期 間 5年
賃貸借 10a当り5,000円で契約しております。

番号28
農地の所在 鱒ヶ沢町大字建石町字大曲33番地5
地 目 登記簿 田
現 況 田
面 積 3,620㎡
外1筆、合計面積は4,641㎡
再設定
利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。
利用目的 畑
期 間 5年
賃貸借 10a当り12,000円で契約しております。

番号29
農地の所在 鱒ヶ沢町大字建石町字大曲46番地
地 目 登記簿 田
現 況 田
面 積 2,249㎡
外4筆、合計面積は11,645㎡
再設定
利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。
利用目的 畑
期 間 5年
賃貸借 10a当り12,000円で契約しております。

番号30
農地の所在 鱒ヶ沢町大字北浮田町字外馬屋121番地1
地 目 登記簿 田
現 況 田
面 積 7,139㎡
外1筆、合計面積は8,578㎡
再設定
利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

農地中間管理機構 公益社団法人 あおもり農業支援センター
利用目的 畑
期 間 5年
賃貸借 全部で120,000円で契約しております。

議長 ただいま、番号24番、27番から30番について説明がありましたが、この件についてご質問等を許します。
なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言をするようお願いいたします。

議場 「異議なし」という声あり

議長 ないようなので、採決いたします。
議案第8号、番号24番、27番から30番について原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

議場 (全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第8号、番号24番、27番から30番について、原案のとおり承認することに決定いたしました。
退席していた委員の着席をお願いします。

議場 (木村賢一委員が着席)

議長 続いて、ただいま、承認されたもの以外の番号について事務局に説明を求めます。

事務局

それでは、7ページの、農業経営基盤強化促進に係る農用地利用集積計画の承認について説明いたします。

1. 所有権移転

件数 0件

地目別面積 田 0㎡

畑 0㎡

樹園地 0㎡

計 0㎡

事務局

2. 利用権設定

再設定 9件 58,793㎡

新規 8件 37,974㎡

計 17件 96,767㎡

契約内訳

3年未満の契約 0筆 0㎡

3年から5年契約 31筆 83,806㎡

6年から9年契約 3筆 9,988㎡

10年以上の契約 1筆 2,973㎡

計 35筆 96,767㎡

事務局

貸手・借手内訳

貸手農家	17名
借手農家	9名

地目別面積

田	92,130㎡
畑	4,637㎡
樹園地	0㎡
計	96,767㎡

3. 総地目別面積

田	92,130㎡
畑	4,637㎡
樹園地	0㎡
計	96,767㎡

4. 農地中間管理機構

出し手農家	1名
受け手農家	1名

地目別面積

田	8,578㎡
畑	0㎡
樹園地	0㎡
計	0㎡

つづきまして、詳細についてご説明致します。

議長

番号13

農地の所在 鱈ヶ沢町大字赤石町字世永207番地

地目 登記簿 田

現況 田

面積 1,275㎡

新規設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期間 5年

賃借料 10a 当り 1俵（玄米）で契約しております。

番号14

農地の所在 鱈ヶ沢町大字赤石町字世永196番地

地目 登記簿 田

現況 田

面積 339㎡

外田1筆 合計2筆

合計面積 6,775㎡

新規設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期間 5年

賃借料 10a 当り 1 俵（玄米）で法定相続人と契約しております。

番号 15

農地の所在 鱒ヶ沢町大字赤石町字川原地 103 番地

地目 登記簿 田

現況 田

面積 634 m²

外 田 2 筆 合計 3 筆

合計面積 4,448 m²

新規設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期間 5 年

賃借料 10a 当り 1 俵（玄米）で契約しております。

番号 16

農地の所在 鱒ヶ沢町大字一ツ森町字大谷小然 14 番地 3

地目 登記簿 田

現況 田

面積 2,150 m²

新規設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期間 5 年

賃借料 10a 当り 0.5 俵（玄米）で契約しております。

番号 17

農地の所在 鱒ヶ沢町大字深谷町字黒森 30 番地 1

地目 登記簿 田

現況 田

面積 9,521 m²

外 田 2 筆 合計 3 筆

合計面積 9,988 m²

新規設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期間 6 年

賃借料 10a 当り 0.5 俵（玄米）で契約しております。

番号 18

農地の所在 鱒ヶ沢町大字赤石町字山岸 118 番地

地目 登記簿 田

現況 田

面積 8,048 m²

再設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期間 5 年

賃借料 10a 当り 1 俵で法定相続人と契約しております。

事務局

番号19

農地の所在 鱒ヶ沢町大字館前町字野脇源六沢69番地

地目 登記簿 田

現況 田

面積 2,437㎡

再設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期間 5年

賃借料 10a当り1俵(玄米)で契約しております。

番号20

農地の所在 鱒ヶ沢町大字日照田町字野脇258番地

地目 登記簿 田

現況 田

面積 1,927㎡

外田3筆 合計4筆

合計面積 4,305㎡

再設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期間 5年

賃借料 10a当り1俵で契約しております。

番号21

農地の所在 鱒ヶ沢町大字姥袋町字霜坂熊ヶ沢138番地

地目 登記簿 田

現況 田

面積 5,742㎡

外田3筆 合計4筆

合計面積 14,343㎡

再設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期間 5年

賃借料 10a当り10,000円で契約しております。

番号22

農地の所在 鱒ヶ沢町大字種里町字大柳135番地1

地目 登記簿 田

現況 田

面積 3,327㎡

再設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期間 5年

賃借料 10a当り1俵(玄米)で契約しております。

番号23

農地の所在 鱒ヶ沢町大字一ツ森町字大谷33番地

事務局

地目 登記簿 田
現況 田
面積 3, 218㎡
外田1筆 合計2筆
合計面積 5, 410㎡

再設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期間 5年

賃借料 10a 当り 1 俵（玄米）で法定相続人と契約しております。

番号25

農地の所在 鱒ヶ沢町大字小屋敷町字浮橋245番地

地目 登記簿 田

現況 田

面積 3, 304㎡

新規設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期間 5年

賃借料 10a 当り 1 俵（玄米）で契約しております。

番号26

農地の所在 鱒ヶ沢町大字南浮田町字美ノ捨120番地

地目 登記簿 田

現況 田

面積 2, 973㎡

新規設定

利用権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。

利用目的 田

期間 10年

賃借料 10a 当り 1 俵（玄米）で契約しております。

以上の計画内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議長

それでは議案第8号について審議に入ります。
議案第8号につきまして、ご異議、ご質問等を許します。
なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから
発言をするようお願いします。

議場

〔「異議なし」という声あり〕

議長

異議なしとのことですので、採決致します。議案第8号について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

議場

（全員挙手）

議長

全員賛成ですので議案第8号農業経営基盤強化促進に係る農用地利用集積計画の承認について、原案どおり承認することに決定しました。

議長 続きますして議案第9号、令和5年度農作業雇用標準賃金、料金表の承認について事務局に説明を求めます。

事務局 それでは議案第9号の説明に入ります。16ページをお開き下さい。
令和5年度農作業雇用標準賃金表（案）の承認についてであります。
農作業賃金についてであります。昨年の10月、青森県の最低賃金が822円から853円に変更されました。853円掛ける8時間で6,824円となり、昨年決定した6,600円をこえますので、標準賃金については最低賃金を超える6,900円としております。りんごの剪定の賃金は変更しておりません。
機械等の賃料につきましては、昨年度値上げしたことから変更しておりません。
また、田植機の欄の側条植につきましては、昨年度削ったのですが、数件の農家から側条植を実施しているので標準賃金を定めてほしいとの要望がありましたので、復活することといたしました。
この案につきまして、この場で委員の皆様が議論し合って承認という形をとりたいと思います。
承認された賃金表につきましては、町広報に掲載するほか、つがる市等の農業委員会に通知する予定としております。
以上です。

議長 それでは議案第9号について審議に入ります。
議案第9号につきまして、ご異議、ご質問等を許します。
なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言をするようお願いします。

議場 「異議なし」という声あり

議長 異議なしとのことですので、採決致します。議案第9号について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

議場 (全員挙手)

議長 全員賛成ですので議案第9号、令和5年度農作業雇用標準賃金、料金表の承認について、原案どおり承認することに決定しました。

続きますして議案第10号、令和4年に係る鱒ヶ沢町の農地の賃借料情報提供の件について事務局に説明を求めます。

事務局 それでは議案第10号の説明に入ります。17ページをお開き下さい。
令和4年鱒ヶ沢町の農地の賃借料情報提供の件についてです。
令和4年1月から12月までに締結された賃貸借における賃借料水準10a当りについて、情報提供することの承認を求めるものであります。
18頁をご覧ください
田と畑を分けて、地区別赤石から舞戸地区の平均最高最低のデータを提供しております。
鱒ヶ沢町の田の平均は10,200円です。
米で貸借している場合は、令和4年産のJA米まっしぐらの1等概算払いの玄米60kg当り9,300円で換算しております。
畑の平均は4,600円となっております。

事務局	<p>賃借料情報につきましては、先ほどの標準賃金表と併せて情報提供という事で、鱈ヶ沢町広報に参考として載せることとしております。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>それでは議案第10号について審議に入ります。</p> <p>議案第10号につきまして、ご異議、ご質問等を許します。</p> <p>なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言をするようお願いします。</p>
議場	<p>〔「異議なし」という声あり〕</p>
議長	<p>異議なしとのことですので、採決致します。議案第10号について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
議場	<p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので議案第10号、令和4年に係る鱈ヶ沢町の農地の賃借料情報提供の件について、原案どおり承認することに決定しました。</p>
7. 閉会	
<p>以上で本日の議案の審議は全て終了致しました。みなさんご協力ありがとうございました。</p> <p>これをもちまして令和5年第2回定例総会を閉会いたします。</p> <p>その他として事務局から連絡事項をお願いします。</p>	
8. その他	
<ul style="list-style-type: none"> ・次回の総会は3月10日(金)午後2時に開催予定。 	
<p>その他、特になければこれで全日程を終了いたします。</p>	
<p style="text-align: right;">会 長 工 藤 清</p> <p style="text-align: right;">会議録署名者 木 村 優 仁</p> <p style="text-align: right;">" 佐 藤 松 子</p>	